

# 修繕仕様書

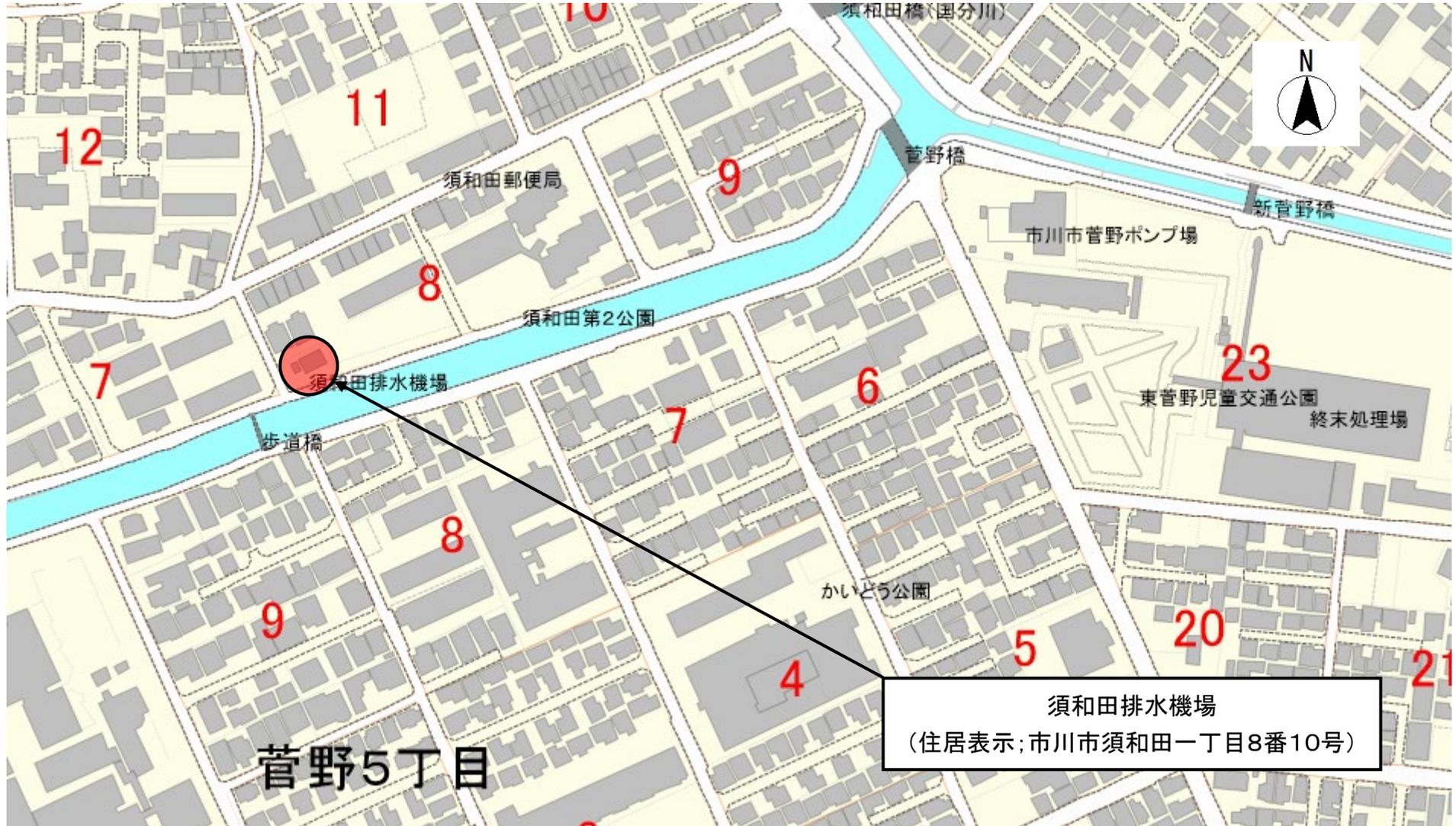
この仕様書は、市川市（以下「発注者」という。）が発注する下記の修繕に関して、受注者が当該修繕を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件名 須和田排水機場除塵機修繕
- 2 修繕目的 須和田排水機場に設置してある2台の除塵機について、経年劣化が確認されるため、修繕を行うものです。
- 3 修繕場所 市川市須和田一丁目8番10号 須和田排水機場
- 4 修繕期間 令和7年10月1日 ~ 令和8年3月27日
- 5 修繕時間 午前9時 ~ 午後4時30分まで
- 6 修繕内容 劣化した既存部品を新しい部品に交換する。  
新しい部品は既存のものと互換性があるものを選定すること。  
サイクロ減速機 0,75kW × 2台  
ローラーチェーン（2台分） × 1式  
スプロケット サイクロ側 × 2個  
スプロケット 駆動軸側 × 2個  
ベルト × 15m  
リターンローラー × 2本  
キャリアローラー × 15本  
除塵機歩廊・手摺塗装 × 1式
7. 提出書類
  - ・ 着手届
  - ・ 業務責任者通知書
  - ・ 施工計画書
  - ・ 出荷証明書または納品書
  - ・ 作業報告書および作業写真（作業前・作業中・作業後）
  - ・ 試験運転成績表
  - ・ 産廃マニフェスト
  - ・ 完成書類（完成図、機器仕様書、取扱説明書、保証書）
  - ・ 完了届
- 8 その他
  - (1) 発注者は、受注者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。
  - (2) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

- (3) 受注者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 修繕作業を開始する際は、事前に近隣住民へ訪問または文書投函等を行い近隣住民へ周知を行うこと。作業に伴い、道路占有許可等が必要な場合は必ず申請を行うこと。また、その際必要に応じて交通誘導員を配置する等、安全対策を講じること。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

# 案内図

須和田排水機場(住居表示;市川市須和田一丁目8番10号)



# 機器配置図

須和田排水機場(住居表示;市川市須和田一丁目8番10号)

